

平成 26 年 3 月 20 日

亀岡市議会議長 明田 昭 様

発議者 湊 泰孝

中村 正孝

西村 克己

藤本 弘

石野 善司

意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

雇用の安定を求める意見書（案）

我が国は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く「雇用社会」です。この「雇用社会日本」の主たる構成員である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要です。

このような状況で、現在、雇用に関するルールの改正に関する議論が政府内でなされています。その議論には、「金銭による解雇ルール」の検討や「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、「限定正社員」の普及、また、労働者派遣法の見直しも含まれていますが、これらの改正は、雇用の安定と雇用条件の向上に資するものでなければなりません。

政府の描く成長戦略には、個人消費の回復が非常に大きな要素として含まれています。そのためには、雇用を安定させ、個人所得を向上させることが必要不可欠です。そのことを通じて、政府が掲げる「経済の好循環」が達成されるものだと考えます。

また、政府内の議論は、労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでいません。このような際には、労使同数参加の審議会を通じて政策決定が行われるべきことが国際労働機関（ILO）の諸条約にも定められています。そのため、我が国では、「労働分野の法律改正等については、労働政策審議会（公労使三者構成）における諮問・答申の手続きが必要」とされており（厚生労働省HP、「労働政策審議会」より）、こうした手続きにより議論が進められるべきであることは言うまでもありません。

こうした現状に鑑み、本議会は、政府に対して、下記の事項を要望します。

記

- 1 不当解雇無効の判決を補償金支払いで覆せるような「金銭による解雇ルール」の制定、正社員への道を狭くし、現在の正社員の地位も不安定にさせるような「限定正社員」の普及、超過勤務手当の不支給を認めることにより過大な長時間労働を誘発する恐れのあるような「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入にならないよう、これらの検討は慎重にされるべきこと。
- 2 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うべきこと。
- 3 雇用・労働政策に係る議論は、ILOの三者構成主義に則って、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年3月20日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
内閣府特命担当大臣（規制改革）

} 宛

亀岡市議会議長 明田 昭